

# 令和8年度予算案のEBPM「児童虐待防止対策等総合支援事業」

## 課題データ

児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、令和5年度では22万5千件と過去最多である。また、児童虐待の防止等に関する法律において、国は、関係機関間の連携の強化等、児童虐待防止に向けた体制整備や広報・啓発活動等に努めることとされている。児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき重要課題であり、虐待の発生予防や、早期発見、早期対応等から、虐待を受けたこどもの自立まで、切れ目のない支援を行っていくことが必要である。

また、平成28年改正児童福祉法による、「家庭養育優先原則」の理念の下、こどもの最善の利益を実現していくため、里親等委託、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化を推進してきたところであるが、里親等委託率の状況は、国の目標値は「遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上」であるところ、令和5年度末時点で「3歳未満26.9%、3歳以上の就学前33.8%、学童期以降23.1%、合計25.1%」にとどまっているなど、その進捗は未だ十分ではない状況である。

さらに、厚生労働省の調査によると、在宅で生活している障害児の数は28.2万人（平成28年調査）とされている。障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害が気になる段階から身近な地域で支援できるような地域支援体制の構築を図る必要がある。

## 事業

### 児童虐待防止対策等総合支援事業

令和7年度補正予算：207億円  
令和8年度当初予算案：206億円

児童虐待防止対策等総合支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策や、障害児支援等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

さらに、同事業のうち、社会的養護に関するものについては、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援」として掲げられている、「里親支援センターなどの関係機関の支援等を通じた社会的養護の受け皿としての里親やファミリーホームの確保・充実」、「児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の環境改善や、その人材確保」、「児童養護施設等の多機能化・高機能化」及び「特別養子縁組の判断・支援」等の取組の推進を図るものである。

※アウトプット、アウトカムの（）内は直近の実績値

## EBPM指標

<b>アウトプット</b>	児童虐待防止対策支援事業の実施自治体数 <b>2025年度 82</b> 自治体 (79自治体)	里親養育包括支援（フォスタリング）事業 補助件数（実施自治体数） <b>2025年度 83</b> 自治体 (77自治体)	児童発達支援センターの機能強化等に取り組んだ自治体数 <b>2025年度 536</b> 自治体 (35自治体)
<b>短期アウトカム</b>	児童福祉司の人数 <b>2026年度 7,390</b> 人 (6,866人)	里親等委託率（3歳未満児）が 前年度より増加した自治体数 <b>2025年度 83</b> 自治体 (45自治体)	児童発達支援センター等の職員の質の向上に取り組んだセンターの数 <b>2025年度 300</b> 箇所
<b>中期アウトカム</b>	こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者数 <b>2026年度 1,000</b> 人	—	児童発達支援センターまたは、それと同等の機能を有する体制を整備している自治体数 <b>2026年度 1,741</b> 自治体 (975自治体)
<b>長期アウトカム</b>	児童虐待の早期発見・早期対応による重篤化の防止	里親等委託率（3歳未満児） <b>2029年度 75%</b> (26.9%)	全国どの地域でも、障害が気になる段階から身近な地域で必要な支援を適切に受けながら安心して生活できる社会を実現

## 目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な育成環境の提供

すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み